中山会計事務所だより 税と経営

編集発行人
税理士
行政書士
中山慎也
〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

1月 (睦月) JANUARY

1日・元日　14日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント 日本ワイン

お正月はお酒を飲む機会が多いですが、昨秋から国内で収穫されたぶどうで国内製造されたワインを「日本ワイン」と表示しています。以前は、国内製造されたもの等を「国産ワイン」と表示していましたが、消費者が誤認することから国税庁が「果実酒等の製法品質表示基準」で定義しました。

1月の税務と労務

国　税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日

国　税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日

国　税／源泉徴収票の交付、提出　1月31日

国　税／12月分源泉所得税の納付　1月10日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月21日）

国　税／11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）　1月31日

国　税／5月決算法人の中間申告　1月31日

国　税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）　1月31日

地方税／固定資産税の償却資産に関する申告　1月31日

地方税／給与支払報告書の提出　1月31日

労　務／労働保険料の納付（第3期分）　1月31日
（労働保険事務組合委託の場合2月14日まで）

法定調書の意味と種類

法定調書とは、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」及び「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署に提出が義務付けられている資料をいいます。

1　制度の趣旨

特定の金銭の支払いがあった場合に、税務署はその事実を届出させることで、金銭の動きを把握し、適正な課税が行われているかを確認するために提出が必要とされています。

例えば、AがBに二〇〇万円の報酬を支払ったとします。そうするとAはBに二〇〇万円の報酬を支払ったという支払調書を提出します。そして、Bが二〇〇万円の事業所得があったと確定申告を行えば、両者の数字は一致するので問題ありません。しかし、Bが確定申告を行わなかったり、実際の半分（一〇〇万円）しか確定申告しなければ支払調書の数字は一致しないこととなり、問題が生じます。

その場合は、税務署としては、「お尋ね」という文書を送付するか、税務調査をして確認することになります。

したがって、法定調書は脱税の防止効果を持っています。

2　法定調書の例

法定調書は、平成三十年九月現在で六〇種類（次頁「法定調書一覧」参照）あり、大きく「源泉徴収票」と「支払調書」に分けられます。

このうち一般的なものについてポイントを整理すると、以下のようになります。これらは、支払が確定した日の属する年の翌年一月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

(1)　給与所得の源泉徴収票

【税務署提出を要する範囲】

下表のとおりです。

「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲に関わらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっています。

なお、受給者交付用へのマイナンバーの記載はしません。

また、給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写となっています。

(2)　報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

【税務署提出を要する範囲】

講演料や外交員報酬など所得税法二〇四条第一項等に規定する報酬・料金等を支払った者で、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

(3)　不動産の使用料等の支払調書

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分			提出範囲
年末調整をした者	(1)法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成30年中に役員であった者		平成30年中の給与等の支払金額が150万円を超える者
	(2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）		平成30年中の給与等の支払金額が250万円を超える者
	(3)上記(1)及び(2)以外の者		平成30年中の給与等の支払金額が500万円を超える者
年末調整をしなかった者	(4)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ平成30年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成30年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者	平成30年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの。ただし、法人の役員の場合には50万円を超える者
		ロ平成30年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者	全部
	(5)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）		平成30年中の給与等の支払金額が50万円を超える者

【税務署提出を要する範囲】

不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人と不動産業者である個人で、同一人に対する支払金額の合計が一五万円を超える場合に提出します。

3　提出方法

法定調書の提出方法は、税務署への持参又は郵送のほか、書面による提出に代えてe-Tax（国税電子申告・納税システム）や法定調書の記載事項を記録したCD、DVDといった光ディスク等による提出もできます。

なお、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべき法定調書の枚数が一、〇〇〇枚以上の法定調書については、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務化されています。

法定調書一覧

所得税法に規定するもの	
1	給与所得の源泉徴収票
2	退職所得の源泉徴収票
3	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
4	不動産の使用料等の支払調書
5	不動産等の譲受けの対価の支払調書
6	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
7	利子等の支払調書
8	国外公社債等の利子等の支払調書
9	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書
10	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
11	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
12	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
13	配当等とみなす金額に関する支払調書
14	定期積金の給付補てん金等の支払調書
15	匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
16	生命保険契約等の一時金の支払調書
17	生命保険契約等の年金の支払調書
18	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
19	損害保険契約等の年金の支払調書
20	保険等代理報酬の支払調書
21	非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
22	非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
23	非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
24	非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
25	非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
26	非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
27	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
28	非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
29	株式等の譲渡の対価等の支払調書
30	交付金銭等の支払調書
31	信託受益権の譲渡の対価の支払調書
32	公的年金等の源泉徴収票
33	信託の計算書
34	有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
35	名義人受領の利子所得の調書
36	名義人受領の配当所得の調書
37	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
38	譲渡性預金の譲渡等に関する調書
39	新株予約権の行使に関する調書
40	株式無償割当てに関する調書
41	先物取引に関する支払調書
42	金地金等の譲渡の対価の支払調書
43	外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書
相続税法に規定するもの	
44	生命保険金・共済金受取人別支払調書
45	損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
46	退職手当金等受給者別支払調書
47	保険契約者等の異動に関する調書
48	信託に関する受益者別（委託者別）調書
租税特別措置法に規定するもの	
49	上場証券投資信託等の償還金等の支払調書
50	特定新株予約権等の付与に関する調書
51	特定株式等の異動状況に関する調書
52	特定口座年間取引報告書
53	非課税口座年間取引報告書
54	未成年者口座年間取引報告書
55	教育資金管理契約の終了に関する調書
56	結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書
国外送金等調書法に規定するもの	
57	国外送金等調書
58	国外財産調書
59	国外証券移管等調書
60	財産債務調書

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

５月１日に新天皇の即位が行われ、同日から新元号となります。

消費税が10月から10％に引き上げられます。引上げにあたっては、「駆け込み需要」や「景気の落ち込み」が懸念されることから、政府では経済に影響を及ぼさないよう景気対策に万全を期すほか、税制措置を含めた各種政策を打ち出すこととしており、絶え間ない景気刺激策の投入が期待されます。また、税率の引上げとともに軽減税率が導入されます。余裕を持ってシステム等の対応の準備に当たりたいところです。

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、昨年７月に働き方改革関連法が成立しました。同法には、時間外労働の上限を原則、月45時間、年360時間以内とする長時間労働の是正や、高度プロフェッショナル制度の創設などの雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保などが盛り込まれています。大企業のみならず中小企業も今年４月から適用されるものもありますので注意が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

所得税　生活用動産を譲渡したとき

個人の方が資産を譲渡した際に生じる所得は譲渡所得に該当し、原則として、所得税の課税対象となります。では、私物（生活用動産）をインターネットオークションなどで売却したようなときも所得税がかかるのでしょうか？

この点について、生活用動産を譲渡したときの所得に対しては所得税は課税されないこととされています。ここでの生活用動産とは、家具、じゅう器、通勤用の自動車、衣服などの生活に通常必要な動産のことをいいます。

ただし、貴金属や宝石、書画、骨とうなどで、一個又は一組の価額が三〇万円を超えるものの譲渡による所得は所得税の課税対象となります。

医療費控除を受けるときの提出書類

平成29年度の税制改正において、医療費控除の提出書類の簡略化が図られました。平成29年分以降の所得税の確定申告で医療費控除の適用を受けるためには、原則として医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出し、医療費の領収書は確定申告期限等から５年間自宅等で保存する必要があります。しかし、平成29年分から平成31年分までの各年分については、経過措置が設けられており、従来どおりの医療費の領収書を確定申告書に添付するか確定申告書を提出する際に提示する方法によることもできます。

なお、上記原則的取扱いと経過措置に基づく取扱いは、医療費控除の適用を受ける医療費全てについていずれかを選択することになります。